

第 71 号議案

小城市社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

所掌事務の見直しにより、人権・同和対策室に移管され、小城市同和対策・人権擁護事業費補助金交付要綱で交付対象事業として追加されるため。

小城市告示第 号

小城市社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市社会教育関係補助金交付要綱（平成 24 年小城市告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中

交付対象事業	補助対象者	補助対象経費
社会教育団体支援事業	地域の子育て支援、生活環境の浄化、まちづくりに取り組む小城市地域婦人会	団体の活動に要する経費(事業費、会議費、事務費等)
	文化を通して生涯学習に取り組む小城市文化連盟	
社会人権・同和教育事業	部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し、差別のないまちづくりを推進する小城市社会人権・同和教育審議会	

を

交付対象事業	補助対象者	補助対象経費
社会教育団体支援事業	地域の子育て支援、生活環境の浄化、まちづくりに取り組む小城市地域婦人会	団体の活動に要する経費(事業費、会議費、事務費等)
	文化を通して生涯学習に取り組む小城市文化連盟	

に改める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。